

総務委員会会議録

平成26年3月12日(水)

(開会) 10:01

(閉会) 13:55

案 件

1. 議案第 1 号 平成25年度 飯塚市一般会計補正予算(第5号)
2. 議案第22号 飯塚市消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例
3. 議案第30号 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例
4. 議案第37号 財産の無償貸付け(ふれあい広場)
5. 議案第38号 土地の処分(鯉田水ヶ坂)

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)
2. 「黒岩・堤田2号線」道路新設等に伴う土地交換の完了について (総合政策課)
3. 政治倫理審査会委員の委嘱について (人事課)
4. ファイナンシャルプランニング生活改善指導業務委託事業について (納税課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第1号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第1号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)」につきましては、別に配付いたしております平成25年度補正予算資料により、概要を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、一般会計で7億3881万1千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を649億2698万4千円とするもので、表の下に記載しておりますように、国の補正予算(第1号)に伴う事務事業等を実施する経費と今後見込まれる所要額を計上するため補正するものでございます。

国の補正予算活用事業につきましては、平成26年度実施予定の事業について前倒しを行うものでございます。なお、補助採択状況の関係で、本補正予算と平成26年度当初予算とに重複して計上されている事業がございますが、この重複分につきましては、新年度補正予算にて調整をさせていただきます。

次の2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載いたしております。その主なものについてご説明いたします。

まず、歳入の国庫支出金及び県支出金につきましては、橋りょう長寿命化・道路舗装点検事業、中心市街地活性化事業、住宅改善事業及び小学校大規模改造事業に係る社会資本整備総合交付金及び学校施設環境改善交付金など、国の補正予算に伴う補助対象事業費の追加等による補正額を計上いたしております。

諸収入の解放センター鉱害復旧費基金分配金は、平成19年に経済産業省資源エネルギー庁からの補償金を桂川町が受け入れ、解体後の建設・復旧のため基金として管理していましたが、最終的に2市1町での新たな解放センターの建設は困難との判断から、同基金を2市1町に配分することとなったため計上するものでございます。

市債につきましては、主に国の補正予算(第1号)に伴う事業等において計上しております

起債対象事業の財源等として追加するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費の財産管理費では、減債基金積立金について一般財源調整のため、9279万4千円追加いたしております。

弁護士謝礼金は、穎田地区の「入会権確認等請求事件」が平成25年12月に勝訴確定いたしましたことから、その弁護士謝礼金を追加するものでございます。

3ページをお願いいたします。民生費の障がい者福祉費では、障がい児通所支援事業及び障がい者自立支援給付において各給付の件数が増加したため追加するものでございます。

青少年対策費では、鎮西地区児童館建設事業におきまして、農用地利用計画変更手続きに時間を要しているため、用地購入費を減額するものでございます。

土木費の道路橋りょう維持費では、国の補正予算を活用しまして、平成26年度に予定しておりました徳前大橋、駅通り橋の補修工事及び道路の舗装等の修繕箇所把握のための点検委託を前倒しして実施するため追加するものでございます。

都市計画総務費では、国の補正予算を活用しまして、平成26年度に予定しておりました吉原町地区再開発事業を前倒しして実施するため追加するものでございます。

公園費におきましても、国の補正予算を活用しまして、平成26年度に予定しておりました大将陣公園施設等整備を前倒しして実施するため追加するものでございます。

住宅建設費では、国の交付金を活用するため平成26年度に予定しておりました穎田中央公営住宅、下三緒団地公営住宅及び小峠東改良住宅の外壁等補修工事を前倒しして実施するため追加するものでございます。

教育費の小学校整備費では、国の補正予算を活用しまして、平成26年度に予定しておりました鯉田小学校大規模改造事業及び若菜小学校トイレ改修工事を前倒しして実施するため追加するものでございます。

また、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業におきまして、農用地利用計画変更手続きに時間を要しているため、用地購入費を減額するものでございます。

中学校整備費では、小学校整備費と同様の理由によりまして、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業の用地購入費を減額するものでございます。

4ページをお願いします。公民館費では、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業の関連事業であります鎮西公民館建設事業におきまして、同様の理由により、用地購入費を減額するものでございます。

繰越明許費の補正につきましては、水道事業会計補助金から5ページの勢田小藤法面災害復旧工事までの22件の事業につきましては、国の補正予算の活用による事業実施の前倒し、地元協議に時間を要していること等々により年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。

また、鎮西地区児童館建設事業以下5件につきましては、工法決定及び農用地利用計画変更手続きに時間を要し年度内の完了が見込めないため変更するものでございます。

債務負担行為では、土地開発公社委託分の飯塚駅前広場整備事業用地敷の公有財産購入費を追加するものでございます。

目尾地域開発事業用地敷の公有財産購入費につきましては、期間及び限度額を変更するものでございます。

窓口業務委託料以下3件は契約額の確定等により限度額を変更するものでございます。

8ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

最後になりますが、今回の国の補正予算に伴う平成26年度以降の前倒し事業が全て予算額どおり採択されますと、予算計上ベースですが、約1億9100万円の一般財源の削減効果が見込まれます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

次に、さきの本会議において質疑があつております件について、補足説明を求めます。

○企画調整部長

補正予算書7ページの第3表、債務負担行為補正の追加、公有財産購入費、飯塚駅前広場整備事業用地敷（土地開発公社委託分）について補足説明をさせていただきます。

本用地につきましては、中心拠点の南の玄関口でありますJR飯塚駅を中心としたまちづくりの拠点となる大変重要な場所でございますので、賑わいの場や憩いの場の創出、駅周辺での交通結節機能を高めるための手立て、例えばコミュニティバスやキスアンドライドの乗降場設置、また、玄関口にふさわしい景観向上などを念頭に駅前広場との一体的な整備が必要であると考えておまして、民間事業者による転売を防ぐためにも、まずは土地開発公社で先行取得させていただきたいと考えております。

炭都ビルの解体や跡地活用につきましては、中心市街地活性化基本計画を策定する際に事業提案がなされ、市としても何とかしなければならないということで検討してまいりましたが、権利関係が複雑で事業計画立案を断念した経過がございます。

このたび地権者の代表者の方や地元の方々のご尽力で炭都ビルが解体されましたので、先ほど申し上げましたようなJR飯塚駅西側の土地利用や景観形成、JR飯塚駅入り口のバリアフリー化及び東側への利便性向上、浸水対策としての隣接する菰田橋の架け替え事業などの問題も関連させながら、一日でも早く中心拠点である菰田地域の活性化に向け取り組んでいく必要があると考えております。そういうことから市が買い戻すことを前提に、具体的な事業計画策定に向け、地権者をはじめ、JR、県、地元の方など関係者と早急に協議を進めていきたいと考え、総合的に判断いたしまして今回の提案に至ったものでございます。

なお、本件につきましては、2月14日に開催されました議会運営委員会での質疑に対し、私の答弁が断片的で要領を得なかったために混乱を生じさせた部分があったかと思っております。大変申しわけございませんでした。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

○田中裕二委員

補正予算書の15ページに、土木費で住宅建設費が出ております。公営住宅改善事業費の中の下三緒団地公営住宅外壁等補修工事で3350万円の補正予算が計上されておりますけれども、これに関連して、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、これは外壁をいま、ずっと下三緒団地外壁塗装工事をされておりますが、これはいつ終了するのか、お尋ねをいたします。

○住宅課長

下三緒団地公営住宅外壁等補修工事でございますが、これ長寿命化計画、平成24年3月に策定いたしました長寿命化計画に基づき、いま現在、市内の団地を年次計画で実施しているところでございますが、申しわけございません、下三緒団地につきましては、たしか昨年から取りかかっておるんですが、正確にいつ終わるかというのは、私、今のところ記憶してございません。たしか3年ぐらいの計画で終了する予定だったというふうには思っております。

○田中裕二委員

これは下三緒公営住宅全戸、塗装工事されるんですか。

○住宅課長

基本的にはですね、国の交付金を活用して実施をするという予定にしておりますので、耐用年数が残り10年以上あるものについて実施をしていくこととなります。ただ、一部には老朽

化の程度によりましては、単費で実施をしていくものもございます。ただ、今のところ全部じゃなくて、計画に上がってない部分も、実際に何棟かありますので、そちらにつきましては個別に老朽化の状況を見ながら対応していくということになろうかと思っておりますが、いま現在、その老朽化住宅については、例えば住み替えをしてもらったほうがいいのか、実際住み替えを、皆さんが理解をしていただいて、それに協力していただけるのか、住み替えに理解いただけないときに、強制的に住み替えをしていただくことができるのか、こういったですね、財源的にも有効な方法を検討していかなければならないというふうに考えておりますので、今後しばらくお時間をいただきまして、国や県、関係機関とも調整をさせていただきながら、こういった方向で整理をしていくほうがいいのかというところを検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○田中裕二委員

耐用年数が10年以上残っている住宅に関して、いま塗装工事をされていると。一部計画に上がっていないところも幾つかあるということは、耐用年数が10年未満のところも幾つかあって、それは塗装工事をされないと。そのされないところに関しては、個別個別の補修をしながら、いずれ退去をしていただくかどうかの検討をするという、このような答弁ですね。そのことは計画に上がっていない住宅に住んでいらっしゃる居住者の方、うちは外壁工事、塗装工事はしないんだということ、ご存じなんでしょうか。

○住宅課長

その点につきましては、まだ市のほうとして、地元の皆様に具体的なご説明を申し上げておりませんので、存じ上げてられない方がほとんどだと思っております。その点につきましても、最終的にこの住棟については手をつけない。住み替えてもらったほうがいいというふうな方向性が出れば、そういったご説明をしなくていけないというふうに思っておりますが、今のところ、そういった具体的にこの住棟は手を加える、この住棟は手を加えないというふうな方向性を出しきっておりませんので、現時点で具体的なご説明ということは、地元のほうにはできない状況かというふうに考えております。

○田中裕二委員

補修計画が上がっていないところにお住まいの方からよく聞かれるんです。ずっと順番に塗装工事があって。うちはその前にできたのにまだされてない。いつするんですかとか、そういったふうな質問をよくお聞きします。いま課長おっしゃいましたように、ここはもう外壁塗装はしないという住宅に関しましては、もう早期に計画をまとめていただいて、そこに入居していらっしゃる方に、そのことはきちっとお伝えいただきたいと、理解していただきたいということを要望して質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

先ほど、諸収入の解放センター鉦害復旧費の分配で補足説明がございましたけど、この配分割合がですね、飯塚市が45.626、嘉麻市が40.239、桂川町が14.135というふうな配分率が、ここに配分割合が書いてあるわけですけど、これはどのようにして、この配分割合は決められたんでしょうかね。

○人権同和政策課長

この配分率につきましては、旧解放センター、桂川町にございました、現在崩しておりますけれども、これが建つ際にですね、旧1市8町の負担割合をですね、このときに決めておりました。その負担割合がここに示しております率でございます。その中身といたしましては、均等割、人口割、地区人口割等でございます。

○兼本委員

直接は関係ないかもしれませんがね、ごみの施設の負担金なんかはね、施設の配分率というのは飯塚市はかなり突出して高いわけなんよね。これから見ると飯塚と嘉麻とそうあんまり大差ないような配分率になつとるわけですよ。だから、解放センターを建てるときに、桂川町に解放センターを建てるときの配分率がこうだからということです、このときはおそらく相当苦労してこの配分率を持ってきたとやろうと思いますけどね。しかし、一般的によその町、よその市とやるときはですね、かなりうちのほうがこの配分率、もちろんまだ合併前は稲築とかいうのもあった関係もあると思いますけど、配分率がかなり飯塚市が突出して高いわけですよ。だから今後そういうふうな配分率を見直す際にもですね、これからいくと飯塚と嘉麻とたった5ポイントぐらいの差ですからね、その程度ぐらいの差の抛出やったらね、そんなにないけど、もうものすごく突出して高いというのは、もう皆さんご存じだろうと思いますので、ひとつこれを参考にしてですね、今後何か配分率があるときにはですね、この程度ぐらいで抑えてもらうように、ひとつ各課にまたがっておりますのでね、皆さんいらっしゃいますから言っときますけど、ぜひこの配分率を参考にしてですね、突出して出さないように、これはもう説明しなくていいけど、とにかく配分率が高いわけなんよ、ものすごく。庄内のあそこにあるやつなんかもね、それだけでももう行財政改革するときには、これを見直さないかんと思いますけど、しかし、これは他市がありますので一方的にうちだけ下げてくれというわけにいかんと思いますけど、しかし、解放センターを桂川に建てるときにはですね、このような配分率で抑えたということは、かなり苦労して配分率を算出したとやろうと思いますので、ひとつ参考に、この数字というのは戻ってくるときの数字はこういうことですから、出したときの数字がこうだから戻ってきたときの数字がこうということですので、ひとつ各課にまたがるときにはですね、よく検討してなるべくお金を余計出さないようにですね、ひとつお願いしたいと思います。

それからもう1点、弁護士の謝礼金の成功報酬というのがありますよね。この成功報酬の基準は、何を基準にして成功報酬というパーセントを出すわけですかね。

○管財課長

成功報酬につきましては、訴訟があつておりますので、訴訟物の価格というのが提示されております。それに、いわゆる受けた経済的利益の8%がございまして、今回の場合は、4728万9852円に8%を乗じた額378万3千円、千円未満については切り捨ててございまして、それと消費税分プラス実費、コピー代とか手数料、そういったものを加えた額の総額といたしまして、今回計上させていただいております。

○兼本委員

今ですね、弁護士もことしやったですか、昨年やったですかね、ここに相談センターをつくったということで、相談センター開設何年の式典がございましたけどね。弁護士の数もかなり今この飯塚ふえたわけですよ。で、それぞれ弁護士さんですね、考え方によってはいろんな訴訟のやり方が、弁護士でそれぞれたくさんやり方もあろうと思うんですよ。今うちの弁護士さんはたしか1人、顧問弁護士は1人やろうと思うんですけどね、顧問弁護士代というのは1年間に払う、こういうふうな事件がないときの顧問弁護士代というのは幾らぐらい払っているわけですか。

○総務課長

申しわけございません。今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、詳しくはわかりませんが、百十数万円の委託料であったというふうに記憶しております。

○兼本委員

たしか年間がそんなに高い金額ではなかったと思うんですよ。商工のアドバイザー料と比べたらずっと安いような金額ですね、顧問弁護士さんがおられると思うんですよ。顧問弁護士さんも、これだけ弁護士が、昔のように飯塚市に弁護士が少ないときにはね、これなっ

もらおうと思ったら、福岡の弁護士さんとかになってもらったら大変やから、飯塚におられる弁護士さんをお願いしたということになったんだろうと思いますけど、今もう弁護士もかなり、飯塚市だけでも相当おられますもんね。だからもうお1人やなくしてですね、複数の弁護士さんを顧問弁護士としてお願いするというようなこともですね、今すぐというわけにもいかんと思いますので、ぜひ検討していただきたいということを要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

予算資料の5ページに繰越明許費、5ページの潤野、蓮台寺、鎮西小中学校統合事業関係に関連しまして、農用地の利用計画変更手続きで戸惑っているみたいですが、具体的にどういった手続きが難航しておるのでしょうか。わかりますか。

○学校施設整備推進室主幹

農用地利用計画の変更の手続きにつきましては、通常、農振除外と言いまして、第1種農地から農地として区分を除外する変更の手続きという形になりますけども、この部分につきましては、計画、基本設計のほうはもう完了して、設計図面等もできてるんですけども、その部分の資料、もしくはあと今回の学校の部分の建設に当たって、そのほかの農地に影響が及ぼさないというような資料、また関係耕作者の方への影響、そういう諸々の資料の作成というものが必要になってきますけども、そういうものについてですね、ちょっと時間を、事務手続上にですね、時間を要しているというところをごさしまして、大変ご迷惑をおかけしているところをごさいます。

○小幡委員

いまの説明だと農転ですよ。第1種農地を転用するというので、手続きが伸びてるみたいですが、買収とか買収の金額等の話し合いはもうついているんですか。

○学校施設整備推進室主幹

農用地利用計画の変更において、この土地を転用するという形の部分についてはですね、転用というか、農用地区域から除外をするという手続きについては同意を得て、市の促進整備協議会のほうには手続きを進めております。しかしながら、用地の金額の交渉につきましては、まだ行っていないという状況でございます。

○小幡委員

すみ分けて話しますが、農転にかかわる申請の完了目途、もしくは今度買収にかかわる金額、交渉して成立する目途というのは、大方つかんでいるんですか。

○学校施設整備推進室主幹

農用地利用計画の変更の手続きにつきましては、今後その事務処理の目途を立ててですね、来年度に入ってしまうんですけども、夏場ぐらいには目途が立とうかなと思ってます。それでその合間を見てですね、実施設計等も含めまして、設計を完了させていきたいと考えております。それで用地買収につきましては、農地転用の手続きと開発実施設計を絡めました開発申請と同時許可という形になってきますので、その許可がおりまして、それから用地買収、取得のですね、議会への提出、公有財産の取得の提案をさせていただきたいというふうに考えております。その後の支払いという形になってきますので、現実的には用地買収の交渉については、今後目途が立ってからという形になってくるというふうになります。

○小幡委員

用地買収の件で、いま目途が立ってということですから、明確な時期はわかりませんが、学校の統合事業計画の中の、ちなみにその買収する用地該当地権者は何名ほどおられるんですか。

○学校施設整備推進室主幹

地権者は17名です。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

飯塚駅前広場のこともいいですよ。聞いていいです。長引きそうだったら、あとでするから、先にいいです。

○小幡委員

もう1点お尋ねします。議案第1号ですね、平成25年度の飯塚市一般会計補正予算（第5号）の債務負担行為、公有地財産購入費ですね。飯塚駅前広場整備事業用地の土地開発公社の先行取得という案件について、数点お尋ねいたします。これは駅前炭都ビルの解体後の用地を本市が土地開発公社で先行取得という提案がなされておりますが、金額7569万4千円ですね。この提案に至るまでの流れ、時系列的に説明していただきたいのですが。

○企画調整部長

先ほども補足説明をさせていただきましたが、もともとこの場所につきましては非常に懸案だということで、何とか市のほうで事業をやっていきたいという思いを持っておりました。先ほど言いましたように、平成22年度以降ですね、中心市街地活性化の基本計画を立てる際に事業提案もいただいたわけでございます。そういう中でいろいろ検討いたしておりましたけども、権利関係が複雑で事業の立案ができなかったというような状況でございました。こういう中で来ておりましたところ、昨年ですね、解体をされるということになりましたので、事業が動き出せるというような形になりましたので、地元の方とどういった方向性でしていくかというような協議も当然やっていかないとはいけませんし、今後計画を立てていかないとはいけないというような状況の中で、市のほうでも関係部署で協議をいたしました。最終的には1月に、先ほど申し上げましたように、一日でも早く、やはり進めていくべきだということで、今回の提案をさせていただいたというような状況でございます。

○小幡委員

趣旨説明は先ほど聞きましたよ。時系列について言ってるんでね、ちょっと私のほうから聞きますけど、去年の平成25年の8月27日に要望書が出てきたということですかね。これ提案理由の説明のときにも質疑が出ておりましたが、この要望書の提出者と要望内容、再度教えてください。

○総合政策課長

昨年8月27日に飯塚炭都市場商業協同組合、そして菰田自治会長会、アクティブ菰田、これは地域おこし団体でございますけれども、この3団体から「飯塚駅前広場の整備について」という要望書を受けております。それぞれの立場で飯塚市に対する思いをお書きになっておられますけれども、共通して要望書の末尾のほうにはですね、建物撤去の暁には土地所有者の総意のもと、この敷地を駅前広場等の公共用地として飯塚市にご購入いただき、駅前の景観向上、また駅前広場の効果的な改善に向け活用されますようお願い申し上げますという内容となっております。

○小幡委員

いま自治会、菰田自治会連合会会長、アクティブ菰田さんと飯塚炭都の市場商業協同組合ですかね、この3団体からの要望書、ちょっと委員長にお願いがあるんですけども、資料要求としてこの要望書をいただけますでしょうか。お諮りいただきたいんですけども。

○委員長

執行部にお尋ねしますが、ただいま小幡委員から要求のあっております資料は提出できますか。

○総合政策課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員からの要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 37

再 開 10 : 48

委員会を再開いたします。

○小幡委員

すみません。引き続き質問いたします。先ほど資料要求いたしましたけども、あとでお願いしますね。時系列ということでは――

(発言する者あり)

配れるの。失礼しました。置いてありました。あとで見させていただきます。時系列ということで、これは平成25年、去年の8月27日の要望書ですね。その後、9月議会で各議員さんたちがですね、拠点から外れた菰田地区ですね、中心市街地から外れました。外れた理由等をいろいろと質問をされて、先ほど部長が答弁されたような理由で、菰田地区は拠点から外されて、中心市街地活性化事業には該当しなかったですね。そういう意味もありましたけども、他予算を使ってでも駅前の広場、炭都、いろんなまちの開発、卸売市場も含めたような菰田全体的な事業計画を要求してきました。それで地元とのね、懇談会等をしっかりと窓口を、総合政策課ですかね、窓口を開いて、地元との意見交換会をなさいよというような要望もして、執行部としては、ぜひそういう窓口もつくって地元の意見を聞きたいということを約束しましたよね。で、9月議会でそのような流れから同じく平成25年の11月27日に市と地元の方で意見交換会をされたという報告を聞いております。これ宮嶋議員も聞かれておりましたが、出席者は、再度どの方々と飯塚市は意見交換会をなさったのか、再度教えていただきたいと思えます。

○総合政策課長

11月27日にアクティブ菰田事務局というふうな形でご紹介を受けましたけど、駅前のビルの2階で午後3時から、私ども企画調整部長、都市建設部次長、総合政策課長、都市計画課長、ほか職員が参りまして、自治会長会、それから炭都市場組合、アクティブ菰田、それぞれの代表の方とお会いいたしております。人数は都合7人程度でございました。

○小幡委員

地権者の方々関係者7人と市のほうで話し合いましたよね。いま、先ほどいただきました8月27日の3団体からの要望書、今回も同じメンバーの代表者と11月27日、去年のね、話されたということですが、この菰田の自治会長さん、山口さんということで、先ほどの資料ね、これ自治会長さんですからわかります。飯塚炭都市場商業協同組合、渡辺さん、代表になっておりますが、この炭都市場の組合は何名ほど加入されているか、今わかりますか。それとですね、アクティブ菰田、これは任意団体でしょう。会長瓜生さんという名前出てますが、アクティブ菰田のメンバー構成等わかったら教えてください。

○総合政策課長

ご質問の炭都市場組合、そしてアクティブ菰田の正確な人数はいま把握をいたしておりません。申しわけございません。ただ炭都市場のほうにつきましてはですね、代表が渡辺脩さんというふうな形でお聞きをいたしてありますし、実際にお会いもいたしてあります。それからアクティブ菰田のほうは、現在会長が近短大のですね、略して申しわけありません、近短大の瓜

生隆弘先生が会長をお務めになっておりまして、副会長が久保さんというふうな状況でございます。おおよそ自治会の会長あたりをお務めの方々がこのアクティブ菰田の会員として参画をなさっておられるというふうに聞いております。

○小幡委員

あのですね、要望書が上がってきたんですね。代表者はわかりますよ。この要望というのは、公費を使って土地を買ってくれという要望でしょうが。その後活用してくれと、市のほうで。提案する前に、要望された代表じゃなくて、その組織もしくはメンバーを確認してないんですか。したか、してないかだけ。

○総合政策課長

詳細にはしていません。

○小幡委員

このアクティブ菰田、批判はしませんけど、任意団体でしょう。瓜生さんも副会長の久保さんも知ってますけど、メンバーをちゃんと飯塚市は確認しないと。この前の、ちょっと話変わりますけど、ダイマルじゃないけどね、購入する、要望が上がった相手にどのようなメンバーがおるか確認しないとね、ちょっと言葉悪いけど、非社会的団体が入ってるとかね、そういうのをきっちり調べなさいよと、前回も言いましたでしょう。調べました。調べられました。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:55

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

○企画調整部長

アクティブ菰田につきましては、役員の方はメンバー的には存じ上げております。ただ、アクティブ菰田につきましては、いろんなまちづくり、活性化に向けて、いろんなイベント等をされておりまして、いろんな方がそのイベントの際に参加をされるというようなことを聞いておりまして、下部組織として、どういうふうなメンバーの方がそういう場に参加をされる、そういったところまでは把握していないという意味でございまして、役員の方につきましては把握できております。

○小幡委員

すべてのメンバー表は出るんですか。

○企画調整部長

私どものほうで把握しているお名前を申し上げたいと思います。会長は瓜生、先ほど言いました近畿大学九州短期大学の瓜生先生、副会長が——よろしいでしょうか。

○兼本委員

土地を買収する地権者がね、そういうふうな非社会的な団体であれば購入はできませんけどね。要請する人たちがどういう人かということについては、そのアクティブ菰田というのは、まちづくりをやってる人ですから、どういう人かとか知らんけど、だから、土地の売り買いをするときに、売る人、買う人が非社会的で、そういうふうなところに反社会的なところにお金 flowed らいかんからということで調査はやるけどね、だから、あなたたちがやるこの地権者というのは、飯塚炭都市場商業協同組合というのは、地権者やろ、これ。だから、この人たちはきちっと調べないといかんよね。この中にそういうふうな反社会的な者が入ってるかどうか、これは管財に聞いたらわかるように、管財は売るときには必ず警察に確認して、そういう人たちが入ってないかどうかということを確認するわけよ。だから、あなたたちは買うときに、この売買契約をもしも締結をするとするならば、その際に、きちっとその組合員を把握して、そして警察なら警察に照会して、そういう人たちが入ってないかということを確認する必要は

ありますけどね、でも、要望してきた人たちの名簿をね、その人たちが非社会的であるかどうかということについては、それは何も関係ないことであってね、だから、あなたたちが一番問題にされてるこの地権者の人たちがどういう人たちかということを確認してないということは、それはだめですよ、はっきり言うて。今から買う予算上げてるわけですからね。債務負担行為で上げてるわけですから、その中にそういうふうな非社会的な人が入ってないか入ってるかということは、それは絶対確認しとかないかんわけですよ。確認してないということは、それはあなたたちのミスですよ。だから早急に確認をして、管財に聞いてごらん。管財は必ずちゃんと売るとき、買うときにはきちっとそれを警察に確認して、そういう人たちがいるか、いないかということを確認してやってるわけですよ。だから、横の連絡をすればわかるはずですからね。そういうことは大事なことやけど、だから、いま要望しとる団体の構成員がどうのこうのということは、それは私は、委員長、この議案とは直接関係ないと思いますのでね、委員会の取り計らいをよろしくお願いいたします。

○小幡委員

という意見もあろうかと思いますが、3団体から要望が上がってます。内容は同じで、それぞれ買ってくださいと。その後、飯塚市のほうで活用してくださいと。ということは、いま途中聞きそびれましたが、聞きかけたのは自治会長会はわかると言いましたよね。アクティブ菰田さんとこの炭都の商業協同組合、この中に地権者はどなたたちですかと質問したかったわけですね。ですからメンバーを教えてください。その後、この中で地権者は何名おられるんですか。地権者は、人数は何人おられるんですか。それは地主、土地の地主と建物は建てたんで、建物の持ち主、共通ですか、権利がどのようなふうになってるのかということをお尋ねしたかったんですけども、わかる範囲で結構ですから、いまの質問、答えてください。

○企画調整部長

炭都ビルの地権者の方、土地の関係につきましては、法人が1、個人が13でございます。

○小幡委員

すみません。再確認、法人が1の個人が13、これが土地の地権者。建物の権利者は。

○企画調整部長

大変失礼いたしました。建物につきましては、法人が2、個人が10人でございます。

○小幡委員

建物については法人が2で、個人が10ですね。この権利関係が整理できて、解体に及んだと、解体できたということ聞いておりますよね。先ほどの要望3団体の中にですね、こういう質問なぜしているかということ、これがまとまった、解体が始まった、そのときに実質上の、今回7500万で買収しますよね、予定、公社でね。この相手先は現実何名ですか、正確に。

○企画調整部長

先ほど申し上げました地権者14人、法人1、個人13人でございます。

(発言する者あり)

失礼しました。全部で14人ございまして、内訳として法人が1人、個人が13人ということでございます。

○小幡委員

法人が1名、個人が13名、計14の地権者が土地の所有者ということですね。そこの売買でしょう。わかりました。ちょっと整理させてもらいました。その計14名といいましゅうかね、14名の方と本市が、先ほど時系列で説明いただけませんでしたので、どの時点で要望書が上がって、どの時点でこの地権者と買収にかかわる話し合いを、いつ誰がどこでそのような打ち合わせを、話し合いをなされたか、教えてください。

○企画調整部長

交渉につきましては、今回の予算のご議決をいただいた後に交渉に入るということござい

ます。ですから、今まではそういう交渉は一切行っておりません。

○小幡委員

交渉はやってないということですね。金額は7500万出してるんでしょう。これは何から出しました。

○企画調整部長

これは市のほうで、仮評価によって計上させていただいております。

○小幡委員

仮評価でしょう。交渉は今していないと言ったでしょう。仮の交渉もしてない。先方は、自分の土地を飯塚市が勝手に値段を決めて、いきなり買いに来るといっていいんですか。

○企画調整部長

地権者の方には、この代表者の方もいろいろこの問題を解決される際にお話をされておると思いますので、いきなりということにはならないと思っております。代表者の方が、やはりこの解体に向けて、いろいろご尽力をされたということが――

(発言する者あり)

金額の話はしておりません。

○小幡委員

だから、土地の値段は先方と話してないんでしょう。だから飯塚市が査定して7500万と決めたんでしょう。我々――

(発言する者あり)

決めてるじゃない。提案してるじゃない、仮の金額を。最終的には売買金額は変動するかもしれないけど。そういう曖昧な金額でね、我々に賛同を求めているという状態でいいんですかね。

○企画調整部長

通常におきましてもこういうふうの評価額等によりましてですね、上限額ということで設定をさせていただいて、それから交渉に臨むというやり方をしておりますので、今回が特別ということは思っておりません。

○小幡委員

通常こういうやり方をすると。工業団地なんかよくやりますよね、そういう土地の買収に当たってはね、目的がはっきりして買う場合。今回、いま同じ、このようなやり方を通常やっているとすけども、素人だから教えてくださいね。先方さん14人がこの値段じゃ嫌だと言った場合、どのように流れていくか、教えてください。

○企画調整部長

まずはこの限度額の中で当然、いろんな土地の状況だとかいうことを説明させていただいて交渉に臨むということになってまいります。どうしてもということであればですね、また別の相談をしないといけないような状況が出てくるかもわかりませんが、まずはこの額で交渉させていただきたいということを考えております。

○小幡委員

よくわかりませんがね、そういうやり方で購入する予定でしょう、公社のほうでね。いま地権者とは金額的な話、一切してないと言いましたよね。先方さん、7500万という金額は既にご存じだと思いますが、どのように思っておられます、執行部側としては。

○総合政策課長

先ほど企画調整部長も申しあげましたけれども、具体的な折衝、交渉というのは行っておりませんので、どういう状況になるのかということは、現在は把握いたしておりません。

(発言する者あり)

こちらから、お知らせはいたしておりませんので、ご存じないと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:08

再開 11:15

委員会を再開いたします。

○財務部長

今回の公社への先行取得の債務負担行為での予算要求でございますが、通常、この先行取得の予算を上げることによってですね、地権者の方々との交渉、予算的には飯塚市としては担保をするという意味合いがございます。心配してありますように、このいま仮評価で予算を計上させていただいておりますが、この交渉の中でですね、この仮評価額を上回るということになりました際にはですね、また改めて限度額を変更するような予算の要求をさせていただくという形になります。あくまでもこの予算をご議決いただくということになりますと、交渉が担保とされると、予算的に担保されるという意味合いの要求でございます。

○小幡委員

手法はわかりますよ。通常、今までそういうふうに来てきたと。それで結局、土地開発公社自体がいま存続してるんでしょけども、基本的に同じといえば同じなんでしょけども、土地を先行取得するに当たって、公社でね、それは工業団地をつくるとか、いま言う学校用地、目的がはっきりしてるんですよ。そのために先行取得をしとりますと。それで地権者と金額の交渉もして、折り合ったときに飯塚市が買い戻しますというやり方でしょう。これは、目的がはっきりした場合なんです。債務負担行為、自治法の第214条の中で、この歳出予算に含まれない、いま言ったように金額がもし交渉一つでは変わっていく。一つの例として、7500万で予算組んどっても、14人もの地権者があって、仮にそこで難航、もしくはもめて額が仮に1億になったと。また追加予算的にやっていくような紛らわしい、もしくは公社に先行取得させとって、27年度に買い戻す予定なんでしょ。その間利息付きますよね。市としては公社から買い取るときには利息分高く買い取らなければいけないんですよ、通常。こういうやり方は、先ほど言いましたね、今の総務省が実質的なこういうやり方、債務負担行為は闇起債と指摘して極力やめなさいという通達なんです。通達が来てるのは知ってます。

○財務部長

細かい内容はありますけど、そういう指導なりがあつてるということは承知しております。

○小幡委員

だから、その指導も無視して勝手にまたやっていると私は思いますよ。しっかりとその指導の要綱をよく読んでおってみてください。そういうことで、公社に先行取得させるんでしょけども、先ほど3団体のメンバー、ちょっと聞きそびれましたけどね、この商業協同組合、炭都の、ここの代表の方おられますけども、この代表を含めた10、法人も含めて14人が地権者ですよ。ということは、この商業協同組合は全員で買ってほしいという要望でしょう。そういうふうにとらえていいんですかね。

○企画調整部長

現在、この商業協同組合に残っておられる方は渡辺さんお1人でございます。そういうことで代表、協同組合として要望されておるということでございます。ただ先ほどからお話いただいておりますけども、今回要望が出たからということではございません。あくまでも先ほど冒頭にもご説明いたしましたとおり、やはり中心拠点の南の玄関口にふさわしい市街地の整備を図っていくと――

(発言する者あり)

○小幡委員

だから地権者は14人おるんでしょ。現実この代表1人なんでしょ。この代表さんは自分を含めたほかの13人の地権者から同意か同意書か何か取っているの、売買に当たって。も

しくは、権利を自分がすべて掌握されてるんですか。そこんところ教えてください。

○企画調整部長

おおむね、この地域ですね、活性化に向けて協力をしていこうという気持ちを持ってあるということは聞いております。

○小幡委員

その14人はいまだにそれぞれの権利を、土地の権利の地権者ですか。それはどんなふうになってるんですか。

○企画調整部長

登記簿で確認いたしております。

○小幡委員

権利者は14人おられるわけですね。で、代表がいま1人しかいないということですね。代表は少なかれ権利者の13人の方、自分を外した13人の方には、その話はもうされてるんですか。それは確認されましたか。

○総合政策課長

要望書が出て、11月27日に、この要望書の内容について確認にまいりました折には、炭都市場組合の代表でいらっしゃる渡辺さんのほかにも地権者にかかわる方がおられました。その中で改めて渡辺代表のほうから、おおよそ土地の分については、公共的な用地として購入をしてほしいということで取りまとめたというお話をされましたので、そういった意味で私どもでは確認して帰ってきております。

○小幡委員

取りまとめたと、それは平成25年の11月27日の話ですね。7人の方と会ったと言いましたね。先方7人のうちの地権者は数名来られてたと、7人中、地権者は何人ですか。

○総合政策課長

炭都市場組合からは、渡辺さんを含めてお2人お見えになってありました。

○委員長

地権者が何人かって。その7人の中に、地権者と思われる人は何人ですかという質問です。

○総合政策課長

すみません。訂正いたします。先ほどの炭都市場組合の関係で、地権者はお1人ということです。

○小幡委員

先ほど、あなたは何人かの地権者が一緒に同席したと言ったんだよ。だから地権者は何人、7人中にいたの。再度答弁お願いします。

○総合政策課長

地権者ではなく、炭都市場組合の代表をはじめ、炭都市場関係者というふうに先ほど申し上げました。地権者はお1人でございます。

○小幡委員

地権者は1人。要は代表の渡辺さん1人でしょう。地権者としていたのは、関係者とはどなたですか。関係者、いろんな関係者があるから、わからない。ほかの関係者は、どういった関係の人を関係者とあなたは言ってるんですか。

○総合政策課長

炭都市場組合の関係者の方でございます。

(発言する者あり)

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:23

再 開 11:24

委員会を再開いたします。

○総合政策課長

大変失礼しました。炭都市場組合の関係で、地権者の方はお1人ということでございます。その間、私のほうが申し上げましたところで、のちのことは訂正させていただきます。

○小幡委員

正確に言いますよ。協同組合だから関係者ということは、この炭都市場の商業協同組合の組合員なら関係者ですよ。7人の方と会いました。地権者はたった1人。この代表の渡辺さんでしょう。ほかの6人はこの土地を買い、買収してもらうに関係した人たちでしょう。イコール自治会長の方が来られたか知らないけども、アクティブ菰田のメンバーの方とか、そういったことをあなたは言っているんでしょう。だから、ほかの6人は誰か明確に教えてください。

○委員長

分からんとですか。そげん止まるところやないと思うんですけど、いいですか。

○総合政策課長

アクティブ菰田は、名字だけしかわかりませんが、久保さん、深見さん、自治会長会のほうからは山口さん、亀田さん、梅見さん、下山さん、そして炭都市場組合のほうは渡辺さん。すみません、名字だけで申しわけございません。

○小幡委員

ということは、組合側からは渡辺さん代表1人と、アクティブ菰田から2人と、自治会長から4人と、計7人と意見交換会をしたということですね。そこで地権者は1人だけでも、他のメンバーも要望書を出してる立場上、買ってあげなさいよと、買って活用してくれよということですよ。そのときに解体はおれたちがしたんだということなの。解体はどなたが依頼されて、どなたが解体されたんですか。

○総合政策課長

要望書の内容についての確認はいたしましたけれども、今ご質問の内容については確認はいたしておりません。またお話もございませんでした。

○小幡委員

この解体をね、この提案する前から、窓口を開いて話し合いなさいというような話をする時点から、そのアクティブ菰田のメンバーの方々が解体費を立て替えて、更地にして市に買ってもらうんだという計画で、地元は解体が終わったから、市が買ってくれるんでしょうと、議員さんたちご存じですかと、何度も問い合わせがあったから、9月議会、12月議会できろいろと皆さんにお尋ねしたんですよ。だから解体した人から言わせれば、立て替えをしてると。本会議で言ったでしょう。だから、土地を市が買って来て、立て替え払いをした、解体代の立て替え払いをした方に、返済しなくては行けないと、立て替え賃を返さなくちゃいけないということが地元の方々皆さんご存じだから、市のほうは知ってますかと聞いてるんです。知ってるか、知ってないか。

○企画調整部長

そういう話は一切聞いておりません。

○小幡委員

地元の窓口に行って話し合ってるのにさ、聞いてないの、知らないの、どっちですか。

○企画調整部長

聞いておりませんし、知っておりません。

○小幡委員

だから、本会議で質問したんですよ。確認しなかったんですか。本会議の12月、やったかな、議事録、読み返してください。解体費を立て替えてもらってると、で、土地代が、土地が

売れたら、それで解体代をお返しするというようなスタイルになってますと、地元の方に聞いたんで、それを確認してくださいということで質問したんですよ。その後、全然確認してないんですか、12月以降。

○企画調整部長

そのようなお約束は一切しておりませんので、確認もいたしておりません。

○小幡委員

約束とか一言も言ってません。そういうふうな地元で約束があったということを言われてるんで、そういう解体費を誰かが立て替えられたということをご存じですかと、もしくは、解体したのは地権者でいけば、この渡辺さんのところが13人もしくは14人、わかりませんが、土地の所有者が解体されたんですか、それとも第三者が解体されたんですかということからいえば、第三者が立て替えをして解体したということなんですよ。ですから、それは事実ですかということを知りたいんですよ。それで、解体した、下請されたのが例のダイマルの解体されたアクティブ、アクティブじゃない、ディムスさんですかね。同じ業者やったからですね、そういう意味から、別の方が立て替えで解体工事を発注されたということやったんで、通常自分の家は自分が壊すでしょう。壊した土地を市が買ってくれたというならわかりますが、立て替えは第三者が、このアクティブ菰田が壊したとかいう話で、いろいろ炭都の周りの住民の方、言われてるんで、その点、本市としてはご存じなのかなということを知りたいんです。知っているのか、知らないのかを教えてください。

○企画調整部長

一切存じ上げておりません。

○小幡委員

そこんところ、確認しとった方がいいと思いますよ。ちょっと時系列に、去年の話は、平成25年の8月27日に3団体から要望書が出ましたと、これは関係者で、地権者は唯一代表渡辺さんのとこの協同組合と。あとはまちづくりに協力されてる方々も賛同されて、要望を出されたということで受け止めますよ。その後、25年11月27日に先ほど関係者を含めた7人と飯塚市は意見交換会しましたと、それも同じような要望の話でしたと。それを踏まえて1月に、この土地を公社のほうで先行取得しようということを決めて、今回の上程になりましたよね。2月20日、本会議の初日、議運でこの案の説明がありました。我々は、この土地を先行取得すると、土地開発公社のほうで、これを知ったのは2月21日か、2月21日が初日でしたかね、21日の金曜日が初日でしたよね。この本会議開催前の議運の中で、私個人的には議運のメンバーですから、買うということを知ったんです。21日金曜日、22が土曜、23が日曜、24日の月曜日に、菰田公民館で本市と菰田の住民の方々と市が意見交換会を開催されましたよね。どのような流れでこの意見交換会を開催されたか、ちょっと教えてください。

○委員長

小幡委員、あくまでも執行部は要望されたからこれをしたんじゃないんで、要望は確かにされたけれども、必要性をきちんと感じ取って、まちおこしとして感じ取って購入したいということを知ってますんで、いま執行部の思惑と違うように住民から要望があったから買ったというふうにしてますんで、その辺は理解しとってください。お願いします。執行部はまちづくりのためと言いようから。

○兼本委員

いま目的のない土地を購入するのはいかなるものかということで指摘がありましたけどですね、土地開発公社の定款の18条の2項、1項でですね、「公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。」というところで、第2項に「公営企業の用に供する土地、その他地域の振興、並びに整備を図るために必要な土地の取得、造成、維持管理及び処分」というもの

については購入していいと、開発公社の本来の業務ですよということ。だから先ほどからあなたたちが言うように、菰田地区の振興を図るために必要という大きな目的があるわけです。目的は菰田地区の振興を図るという大きな目的があるわけです。で、さきの一般質問でもありましたけど、新飯塚駅が飯塚の玄関ということで、何かこのあいだ、私も何年か前に、じゃあ飯塚駅は飯塚市の何の玄関になるかと一般質問をしましたがね、何も答弁なかったんですけどね、新飯塚駅だけが発展するんじゃないかと、飯塚駅も発展させられないかんとという大きな目的があるわけです。だから、あなたたちは目的はないというように言ってますけど、目的は地域の振興、菰田地区の振興を図るという大きな目的があるということをね、明確に答弁しないと、何かむやむや言ってもだめですよ。で、普通、一般的に我々がその不思議に思うのは、土地の単価を予算に上げるときには、大体、事前にこのぐらいで購入してどうですかという下話をして、いいですよという話をして、民間の土地は買うもんやからね、我々はその公共用地の購入の方法をよく知らんもんですから、事前に下話があったとやないかと我々は疑心暗鬼におるわけですね。だけど、先ほどの答弁では、上限を決めとってその中で交渉する。もしもそれで折り合わんときには、また予算を組み直すということで答弁がありまして、まあ理解はしましたけどね。しかし目的というところはね、言いますように、どういうふうに道路、公園、緑地、その他の公共用地、公共施設の用に供する土地の取得というふうに、いろんな目的もあるかもわかりませんが、おおざっぱに言うならば、この菰田地区の振興を図るための土地という目的があるということをね、理解してから答弁しないとだめだということを指摘しておきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:38

再 開 11:38

委員会を再開いたします。

○企画調整部長

大変失礼いたしました。2月24日に菰田地区におきまして意見交換、住民の方々と意見交換会を実施いたしました。これにつきましては、年末の12月24日の日に自治会長会の山口会長のほうから、ぜひ菰田地区全体と市との意見交換をお願いしたいというお話がございました。特にテーマを絞って意見交換をやろうということで、菰田中学校の跡地の問題、それと今回の駅前の炭都ビルの問題、それと卸売市場の問題、この3つに問題を絞ってですね、意見交換と言いますか、地元の声を聞いてほしいというようなことで開催に至ったものでございます。

○小幡委員

ことしの2月24日、先月ですね、この菰田地区との意見交換会が開催されました、菰田公民館で。このときの会議録の提出を求めておりましたけども、準備ができていのであれば、いただきたいんですけども、委員長、どのようになっていますでしょうか。

○委員長

資料要求してください。

(発言する者あり)

○小幡委員

菰田公民館で市と住民の意見交換会が開催されました。これは先ほど説明しましたとおり、9月、12月議会で各議員が菰田地区駅前の開発、先ほど言われましたような振興を図ることについては、一切、誰も異議を唱えてないんですよ。あの地区が繁栄することを嫌う議員はいません。その上で、我々も含めて、本会議、委員会で菰田の住民の意見を十分とらえてね、飯塚市としても中活から外れた地域だから、早く窓口を開いて意見交換会してくださいということを要望して、第1回目でしたね。ですから、どういった内容の意見交換があったのかを、この土地も含めて総務委員会に付託されるということでしたから、そういったときの議事録が、

もしあれば市民の、菰田地区の市民の意見を議員として把握しなかったので資料要求したいんですけども、できましたら、そのときの議事録があれば、総務委員会として要求したいんですけども、委員長のほうでお計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま小幡委員から要求のっております資料は提出できますか。

○総合政策課長。

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

準備されていますので、事務局に配付させます。

(配 付)

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

駅前を含めた菰田地区の意見交換会、第1回目が開催されましたので、住民の意見にどのようなものがあつたか、いま議事録をいただきましたので、これはありがとうございます。これはまた読まさせていただきます、市民のニーズを十分把握したいと思いますんですけども、この第1回目、先ほど言いましたとおり、議員がこういう意見交換会をやったほうがいいという要望を出して実施していただきましたね。先ほど部長のほうから説明ありましたとおり3本立て、中学校の跡地問題、炭都の駅前の開発の問題、卸売市場の3つに絞って話されたということで、何度も言いますが議事録あとで読みますけど、これ地元の方と市の関係者もそうですが、第1回目の意見交換会をやりますんで、ぜひ出席願えませんかと、地元の方も菰田地区で一般質問、委員会等で質問してくれている議員にお誘いがあったんですね。我々も地元の方の意見を聞くということで行くようにしてました、同僚議員数名とね。そしたら、開催の前日に来ないでくれということをおっしゃいました、地元の方から。で、そこでやりとりしたんですけども、来ないでくれということであれば、とりあえず行かんめえということで行かなかつたんですけども、この総務委員会の中で、もちろん田代部長は出席されてますね。主にどういった話し合いがあつたかというのは、ご記憶ありますよね。ちょっと、改めて聞きたいんですが、市と市民の意見交換会の場に、飯塚の市会議員というのは出席できないんでしょうか、できるんでしょうか。

○企画調整部長

私といたしましては、どなたも出席していただいて構わないということを思っております。

○小幡委員

基本的には、夜7時ですからね、議員という公の立場はありますけども、基本的に私たちも市民ですよ。いま言いましたように、同僚議員が言われましたけど、振興を図るという意味では、賛同してるんですね。新飯塚と飯塚駅のこれだけの格差が開いたということで、飯塚駅開発、賛成ですよ。あの土地も目的がしっかりして、将来、整備事業に寄与するのであれば、確かに正しい金額であれば買って、開発して、あそこの飯塚駅前が潤うことは誰も反対しません。ただ、そういう気持ちで懇談会もしくは意見交換会に出席しようというのを、来るなど言われたんですよ、地元の方から。来るなの理由がその後わかつたんですけども、きょう議事録をもらいましたけども、ちょっと議員として聞いてください。3本立ての菰田中学校の話が終わつたあとに、駅前の炭都ビルの土地の、今回の債務負担行為のことについて意見が出ましたよね。部長、そこにおられたんでしょうけども。こういうことを言われてます。市はまだ買うとらんとやろ。買うたんか。そうやろ。そうでしょう。いま買収しようと。いやいやいや買収

じゃない、債務負担行為で上げようということで議会に提案しとるというわけでしょうと。そうしたら、ある議員から目的もない土地を何で買おうとかという、そういう茶々を入れよとがおると。それでまずは早く議会を通して、あの土地が活用できるように、市として何するかはもういいと。とにかく菰田全体の要望として上げてもらっていいと思いますが、皆さんどうですか、あの土地を買ったがいいでしょうと言ったら、皆さん買ってもらいたいから、そうだ、そうだという話がありますよね。あったでしょう、部長。その後、拍手がワーッと湧いた。そのすぐ次の方が、ご本人がね、笑いを誘いながら、とにかく買わな何もならんと、いくら言うたちゃ、あーあとなっちゃうと、とにかく買えと、そういうことで地元の熱い要望があるということを、執行部によ、そういうイメージを持って、ちゃんと議会対応して、早く議会を通して買ってくれと。それで拍手、パチパチパチですよ。我々行ってませんけどね。すかさず次の方が、一議員の反対言われると思いますけど、それははねのけてみんなの力で勝ち取っていきましょうと、そうだそうだ、パチパチパチと。これね、きょう我々に、いま総務委員会に付託された案件ですよ。今いろいろと尋ねながら購入すべきか、しないべきか、いま検討しようとしているんですよ。その中で執行部はこう答えていますよ。市が用地を買収するための前段として、いま土地開発公社を使って先行取得を認めようという形で提案をしているところありますので、皆様方の意向に沿った形で進んでいるという形でご理解いただけたらありがたいと思っておりますと、誰か答えましたよね、地元の方に。買うつもりでやっております、それで提案してますと。我々にまだ付託される前にね、地元でね、基本的にあなたたち買うつもりでありますよということを地元の人たちに言っただけですよ。買ってくれるんか、買うつもりでそういう形でやっておりますと、今から議会に諮らないかんけどと。こういうことをね、議員は来るなど、執行部と住民で買うの買わんのという話をやって、その後、我々の総務委員会に提案してよ、これ議会をばかにしとんですかね。冒瀆してるの。説明会とか要望を聞くのはいいけども、それは議会で今から審議するんで、回答したらいいかんでしょう、通常。いま提案申し上げますならいいけど、あなたたちの意見に沿うような形でいま進めてますから、もうちょっと待っててくださいと。我々の意見聞く前に、あなたたち勝手に決めてんだよ、これ。そのあとにてれ一と私たちの総務委員会に案件を出してきよるけどさ、やり方ちょっとやり過ぎじゃないの。事前協議したらいいかんでしょう。住民もその気になってるんですよ。反対する議員が何かものすごく悪いようなイメージを与えるようなことを、あなたたちしてきたんだよ。だから、意見言われる、これ市の職員のOBの方、部長まで経験された。田代君とか言われたでしょう。昔の副市長、上瀧君は俺が課長のときは係長やったとかいうことを、みんなにあおって、俺が言うたら大体みんな話が通るとか言いながらね、笑いをとりながら、とにかく買えよと、買わな何も始まらんめえがと。そういう手順を間違わないでくださいと。我々の審議は何なのかと。議会の審議は何なのかと。我々この委員は何なのかということね、執行部、提案するならちゃんと考えてくださいよ。その後ちゃんと説明するならいいですよ。いま委員会ではこのような状態になりました、本会議でどうなるかわかりませんが、ならいいけど、あなたたちの意向に沿うように進めてますんでご理解くださいとかね、それはやってはいけないことと、私は思います。もういいと思ったから、やったんでしょうけどね。それが本当の意見交換会と言えるのかということですよ。議員来るな、それは行っちゃったら大ごとでしょう。おったら言えないでしょう。こげな議員はけたぐって、とにかく買えと――

○委員長

まとめて質問してください。

○小幡委員

はい、すみません。ここはちょっと意見ですね。申しわけない。

○委員長

いま執行部は、執行部が来るなって言ってない――

○小幡委員

申しわけない。議会としてね、我々を無視したやり方をやられたと私は感じますけど、そうじゃないの。

○委員長

ちょっと執行部に言っておきますけど、執行部がこの説明会に来るなどか言ったんじゃないとか、その辺はきちんと言うとかんと、ちょっと何もかんもが入り混じっちゃうかね。

○企画調整部長

今ご意見あっておりますけども、市のほうが議員さんのほうに来てくれるなどかいうことを一切言ったことはございません。地元の方ともそういう話はしておりません。それと、議案を提案しているということにつきましては、事実関係としてお話をしております。決して、いま質問委員がおっしゃったような趣旨で言ったとかいうことではなくて、当然もともと菰田地域の活性化についてはやっていけないといけないという思いがあって、それは先ほどから答弁しておるとおりでございます。そういう中で、活性化に向けてこういうことで取り組んでおりますというような趣旨で申し上げた記憶はございますけども、決して議会をです、軽視するとか、そういった気持ちは一切ございませんので、その点だけご理解いただきたいと思っております。

○小幡委員

そうですね。冒瀆してるわけじゃないですよ。私は、あなた方が議員に来るなどかいうことはないと思ってます。先ほど、行っていいのですか、来てもらって結構ですと言われたんですけどね。その住民の方々が来るなど言われたんですよ。嫌われたのか何なのか知らないけどね。それがアクティブ菰田のメンバーだからね、何このメンバーというか、この団体はということ、私は思ってるんですよ。委員会が終わった2日後にね、その来ないでくださいと言った方がね、あまりにも生々しくてね、誰の議員が来るとかと、誰々と。議員やら誰が呼べち言うたとか、おまえ呼ぶ権利があるんかと。こげな反対しよう議員が来て、土地が万が一買えんやったら、解体代も払えんが、お前責任取りきいとかと、20分糾弾を受けたと言うんですよ。5人ぐらいから、アクティブ菰田のメンバーの中で。そういう生々しい、お金が動く案件ですからね、そういうことをあなたたちがいま提案しているということなんですよ。地元の人は開発を、一所懸命まちづくりを進めたいという方々がですよ、議員さん来て一緒になって考えてください。お前が何で呼ぶんかと言って、お前呼ばわりされました。それで、呼んだお前が責任持って金払うんかと。払わんのなら、その議員が来んごとお前が言うてこいと。その方、一所懸命来てくださいといった方が、もう議員にお断りで、あしたは申しわけない、来てくれるなどかいうことやったんですよ。終わった後、聞きました。我々は菰田の開発をやりたいということで、先ほど何回も言いますが、各委員会とか本会議でやろうとしてるのに、ある一部の団体が議員を排除して、自分たちの思惑のとおり先導したようなやり方を、住民を巻き込んで買え買え買えと、解体代がお前出らんやったらどうするんだとかいうような話があるんで、ちゃんとあなたたち確認してくださいって言うてるんですよ。ちゃんと話をして、金額が正しいかどうかというのはまた審議しますけどね、そういうことがあっちゃいかんということ言いたかっただけですよ。もうやめます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:54

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

この際、お手元に配付のとおり、小幡委員から議案第1号に対する修正案が提出されております。それでは、小幡委員に修正案の趣旨説明を求めます。

○小幡委員

「議案第1号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」に対する修正案を提出させていただきます。

この「議案第1号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」の一部を、次のように修正するというものであります。第3表の債務負担行為補正中、公有財産購入費、飯塚駅前広場整備事業用地敷ですね、土地開発公社の委託分、平成25年度から27年度までの期間で、限度額を平成27年度、7569万4千円とする議案に対しまして、これを削っていただきたいという発議であります。

あくまでも公金を使っての公有財産を購入する案件でありますので、目的は飯塚市駅前広場整備事業の用地として考えられておりますが、あくまでもマスタープラン都市計画ですね、整備事業をするに当たっての構想が、私はまだ明確でないと。通常、土地を購入する場合、整備事業をする範囲をきちんと決めなければいけません。そういうのを決めた後に、その範囲内に該当する土地を購入することは構わないと思いますが、範囲が明確でない事業に対しまして、要は計画が明確でない、イコール目的も明確でないというようなふうには私は考えます。よってですね、今回、あくまでも緊急を要するものでもなく、債務負担行為ということで、補正予算で公有財産を購入するのは、1回考え直して、4月以降の本予算で、目的、構想、範囲をきちんと決めて、市民に、公金はいくまでも市民の税金でございます。市民にこのような目的で、この地区をこういった形で、当面、計画のもとに購入するという、議会にもしっかりと説明ができ、我々もそれであるのであればという判断が下せるような提案に変えていただきたいということで、今回、削るということで動議を出させていただきます。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、修正案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。

原案及び修正案、以上2件に対する討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。

採決いたします。まず、修正案について採決いたします。議案第1号に対する修正案について、修正案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

賛成少数。よって、修正案については否決すべきものと決定いたしました。

次に、原案について採決いたします。「議案第1号 平成25年度飯塚市一般会計補正予算（第5号）」について原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13：05

再 開 13：06

委員会を再開いたします。

「議案第22号 飯塚市消費税及び地方消費税の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

平成24年8月に消費税法及び地方消費税法が改正され、平成26年4月1日から消費税率が地方消費税と合わせて8%に引き上げられることとなり、本市におきましても、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る必要があることから、このたび関係条例の規定の整備を行うため、議案を提出させていただいております。

基本方針としましては、「非課税、不課税のもの以外は、すべて消費税の転嫁を行うこと」、「関係条例における端数処理や表記などの整備を行うこと」、「市民の混乱を招かないよう十分な周知を行うこと」などからなる消費税率の改定に伴う市条例等の整備方針を定めるなか、1月27日に開催されました総務委員会において、ご報告を行った次第です。

改正対象となる条例は全部で39ですが、本議案における関係条例の一部改定につきましては、24が対象となっております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第22号 飯塚市消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第30号 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第30号 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例」について、補足説明させていただきます。

議案書の62ページをお願いいたします。本案につきましては、本年度実施しておりますLED防犯灯設置事業において、その設置事業に要する費用の一部にあてるため、受益者であります自治会等から分担金を徴収するため、地方自治法第224条の規定に基づき必要な事項を定めるため、本案を提出するものでございます。

また、平成26年度以降につきましても、学校再編に伴う通学路等への市による防犯灯の新規設置や、定住化促進のための住宅団地の建設及びその他、未設置箇所の充足を目的とした、自治会等による新規設置が見込まれます。そこで、現在の補助制度のままにいたしますと、今年度設置の市リース分と平成26年度以降新規設置分等とが混在し、管理を行う上で混乱を招くことから、これを回避するため、今年度設置したものと同様に自治会等による管理上の負担がないように、平成35年度まで市による賃貸借方式でLED防犯灯設置事業を実施していくこととし、設置費用の一部について、分担金として自治会等より徴収することとするものでございます。

それでは、条例の主な内容等についてご説明いたします。第1条では、趣旨を定めております。第2条の定義につきましては、この条例における用語の意義を定めたものでございます。第3条の分担金の額につきましては、別表にて定めておりますが、平成25年度設置分につきましては、附則第2項において定めておりますとおり、一律1灯当たり3千円といたしております。この積算根拠につきましては、LED化に伴う電気料金削減額の約2年分としております。また、平成26年度以降設置の分担金につきましては、今年度までの「飯塚市防犯灯設置

費補助金交付要綱」に代わる制度として考え、九電柱・電話柱などの共架式の新設及び取り替えは、1灯当たり1万5千円としております。この積算根拠につきましては、現在の市からの設置費補助金を活用して設置された場合の自治会等の実質負担額が1万5千円程度であることから、その自治会がかかっております費用の同額程度ということで1万5千円といたしております。

次に、自治会等において新規に建柱された鋼管柱・木柱などに防犯灯を新設する場合につきましては、1灯当たり5千円の分担金といたしております。これにつきましては、現在、鋼管柱の建柱を必要とした防犯灯を設置する場合の市の補助金は、防犯灯の補助金に約1万円を上乗せしたような形で、鋼管柱設置に対し補助いたしておりますので、今回、分担金としていただく時には、この鋼管柱に対する一部助成の意味から、1万円を差し引き、5千円といたしております。なお、その場合の建柱された鋼管柱につきましては、自治会等の所有となります。

第4条の分担金の賦課及び徴収につきましては、分担金は事業実施年度の翌年度に賦課をし、徴収については、原則一括徴収といたしておりますが、受益者からの分割納付の申し出もあっておりますので、これについて定めております。第5条の分担金の徴収猶予につきましては、分担金を納付することが困難な場合等において、徴収を猶予することができる旨を定めております。第6条につきましては、規則への委任を定めております。

以上、簡単ですが、条例案に関する補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今の説明のありました1万5千円と5千円に分ですけど、現実にはいま電柱とか電話柱に建っておる蛍光灯、それからあるいは新設をする場合は1万5千円、自治会が。ポール式の新設は5千円ということで、本来、これで本当に自治会が負担する額というのは、いま言うポールは自治会所有になるとかいう説明がっております。ポールを立てる金額というのは、決まってるわけですか、大体どのくらいなってるか、そこのところちょっとせんと、本来ならポール式のほうが高くて、あるやつを使うのが安いというふうに我々思うわけですけど、そこんところちょっと説明してください。

○防災安全課長

いまご質問いただきました鋼管柱でございますが、今うちのほうで補助しております分につきましては、九電柱、電話柱に設置する場合、約6500円補助いたしております。また新規で鋼管柱をつけて防犯灯をつける場合には、鋼管柱の一部補助をかねて1万7千円程度補助いたしております。鋼管柱にかかる設置代としてはいろいろございますが、大体3万5千円程度かかっているというのが平均的ですので、うちのほうが把握している状況でございます。この3万5千円程度、鋼管柱かかっておりますものは自治会所有となります。これにかかる分を今回1万円補助する意味を含めて、1万円を引いて新設にかかるものは5千円といった形で考えさせていただいております。

○兼本委員

ということは、鋼管柱にかかる3万5千円のうちに、上の1万円と同じように1万円補助して、実質は新設のやつのほうが補助額はちょっと高いという訳ですね。6500円プラス1万7千円プラス1万円というふうに見ていいわけですか。

○防災安全課長

既存の九電柱、NTT柱、電話柱につける場合には6500円ですので、基本的に地元としては、ここに防犯灯をつける分しか費用はかかりません。これにつきましては、大体1万9千円からその上ということで、機器によりまして、かかっております。その分の補助でしてまいります。新設の鋼管柱、何も無いところ、更地と言いますか、何も無いところに鋼管柱をつくれ

ば、鋼管柱プラス、あと防犯灯をつける分がかかります。ということで、この鋼管柱について、うちのほうとしては今まで鋼管柱を申請する場合には1万7870円ということで補助しておりました。約1万円程度上乗せして、鋼管柱の補助に対するものですよといった形で補助していた経緯がありますので、今度は逆算的に地元のほうからお金を分担金としていただきますので、それを差し引いて、うちのほうでいただく代わりに、35年までの間、管理についてはうちのほうで全部行くと。そうしないと、先ほどご説明しましたが、ことし設置しましたものは、管理はうちが行います。今の補助制度のまま残しますと、その補助制度を利用するということは自治会所有、自治会管理になります。そういったことですので、今回こういった提案をさせていただきます。

○兼本委員

既存のやつが1万5千円で、新設のやつは5千円ということだけど、実質、自治会の支払う金額というのは、新設のほうに余計かかるといことよね。だからその分にプラス1万円余分に補助するというふうに理解しとっていいわけですね。で、10年間は、全部リース会社のほうで面倒見てくれると。だから、もしも切れたとか何とかいうような場合には全部取り替えも、いま設置したのと同じようにやってくれるという形でいいわけですかね。はい、わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第30号 飯塚市LED防犯灯設置事業分担金条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第37号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

本案につきましては、庁舎の有効利活用の一環として、現在、余裕のある筑穂庁舎を地域の拠点として活用することといたしまして、新たに設置をいたしております。「飯塚市筑穂ふれあい交流センター」の一部、37.88平方メートルでございますが、これを筑穂地区まちづくり協議会に対して無償貸付けを行おうとするものでございます。

同センターは、市民の交流及び地域の活性化の拠点施設として、設置するものでございますが、その目的を達成するために、市民の交流に関する事業であるとか、地域の活性化に関する事業、まちづくりに関する事業、そのほか設置の目的達成に必要な公益的事業を行うことといたしております。

筑穂地区まちづくり協議会に関しましては、その活動が同センターの設置目的と符合し、また、実施しようとする事業が同センター条例の行う事業と合致するものとなっております。

無償貸付けの期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間とさせていただきます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第37号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第38号 土地の処分（鯉田水ヶ坂）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○管財課長

「議案第38号 土地の処分（鯉田水ヶ坂）」について補足説明をいたします。

議案書の86ページをお願いします。提案理由につきましては、普通財産を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。売却予定価格2千万円以上でかつその面積が5千平方メートル以上に該当するものでございます。

内容については、所在地、飯塚市鯉田字水ヶ坂665番1ほか4筆、地目は原野ほか、処分面積5万2882.81平方メートル、処分価格6346万円、契約の相手方の住所は、飯塚市勢田1868番地の1、株式会社修成工業代表取締役、藤本隆二になります。

公募とその結果についてご説明いたします。平成25年12月6日から12月27日まで市有地売却の一般競争入札の公募を行い、平成26年1月14日の入札において、売却予定価格6346万円において、1者にて入札を行っております。なお、88ページに位置図を添付しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上、簡単ですが、補足説明といたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

一般的に、市が払い下げする場合に、一般の不動産屋が売の場合で、重要事項説明といって、この土地はこういう土地ですよとか、いろいろ説明をするものがあるわけですけど、市が払い下げの場合は、重要事項とかそういうのは何か、申し込みの人たちに周知はどのようにしてるのか、ちょっと一般的で結構ですから。

○管財課長

払い下げの周知、内容の周知ということでございますが、売却につきましては、市有地売却のご案内ということで冊子をつくっております。その中に物件調書というのがございまして、その中には先ほどご説明しました所在地、それから実測地積、あるいは土地の形状、そういったものの明記、あるいは都市計画区域である等々の内容の分、それから支障物件と敷地内に電柱ありとか、雑木林多数ありとか、そういったもの。それから敷地と道路の関係、隣接する敷地の道路幅がどのくらいあるとか、あるいは上水道関係、下水関係、引き込み線可とか、電気、ガス、そういったもの、それとは別に特異な事項といたしまして、その土地の形状で特に明記すべきものがあれば、そちらのほうに計上していくと。また、開発をする場合の連絡先等々について、こちらの物件調書のほうで明記いたしております。

○兼本委員

それでは、この土地に特に明記する事項とかいうのはありましたか。

○管財課長

支障物件とほかの土地と特に違った物件の土地でございますが、この土地につきましては、地中内に、いま隣接地あたりが地中内に瓦礫とコンクリート破片とか、そういったものが明記されておるといこともございまして、地中内に瓦礫が含まれている土地であるということ、また造成等で瓦礫が出土した場合は、買い受け者の負担で処理していただくこと等が売却の条件として特段明記いたしております。

○兼本委員

そこがちょっと聞きたかったんですよ。何か人から聞いたら、産廃を捨てた土地やから、後でからそういうのが出てきて、もう買い戻してくれとか言われんでしょうねとかいう話まで聞きましたからね。特にそこを聞いたから、そういうふうに明記しとれば結構です。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第38号 土地の処分（鯉田水ヶ坂）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

○中心市街地活性化推進課長

お手元の配付資料に基づき説明いたします。資料は経過及び今後のスケジュール(案)についてお願いいたします。前回、総務委員会、1月27日の開催以降について報告いたします。

これまでの経過については、1月下旬より飯塚本町東地区優良建築物等整備事業について、分譲マンション事業者と地権者との土地売買契約手続きが開始され、契約件数31件について、4月末までに契約を完了する予定となっております。1月30日には、飯塚本町東地区商業の活性化研究会分科会を開催し、商業街区の街並みルールづくりについて検討しております。2月19日には、第6回飯塚市中心市街地活性化協議会を開催し、活性化事業の総合調整を図るため、認定基本計画の実施に関する意見をいただきました。議案についてはタウンマネージャー設置事業、基本計画の変更(案)についてご承認いただいております。また、同日、コンパクトなまちづくりセミナーを開催し、和歌山大学の足立教授より、健康をキーワードにした取組事例などを交えご講演いただきました。2月21日は、飯塚市優良建築物等整備事業計画書に基づく、分譲マンション事業者との協議を開始し、補助対象経費等について確認を行っております。3月3日には、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業の解体工事が完了し、3月10日に施設建築物新築工事の起工式が行われています。ここでは、ビルの愛称が発表され、サンメディアラック飯塚と決定されております。3月5日は、飯塚市本町東土地区画整理事業評価委員会を開催し、事業の進捗等について評価員に報告しております。

次に、今後のスケジュール(案)につきましては、3月25日に第10回目となる飯塚本町東地区商業の活性化研究会分科会を開催し、前回に引き続き、商業街区の街並みルールづくり

について検討いたします。4月4日には、飯塚本東地区整備に係る第17回勉強会を開催し、事業の進捗状況報告及びスケジュールを説明いたします。4月中旬からは、飯塚市優良建築物等整備事業について株式会社エストラストによる基本設計が開始される予定となっております。以上が、中心市街地活性化事業のこれまでの経過と今後のスケジュール（案）でございますが、続きまして、ダイマル跡地事業地区の整備スケジュールについて、ご報告させていただきます。

ダイマル跡地事業地区コミュニティビル整備事業につきましては、株式会社まちづくり飯塚が、同地区内の土地、建物を取得解体し、コミュニティビルに建て替える計画となっておりますが、周辺地権者との調整等により、解体工事着手の遅延をはじめ、アーケード商店街での工事については、作業日数が確保できない状況もあり、対策として夜間工事や作業時間の延長などについて、地元住民への事業協力をお願いしておりますが、個々の事情により理解が得られない状況のため、今年度末の解体工事の完了について、困難であるとの判断について協議申し入れを受けております。このことについては、まちづくり会社からの申し入れを受け、県並びに国との打ち合わせを行いました結果、事故繰り越しの申請について、現在、準備をしていることをご報告させていただきます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

この中活の事業についてですね、お尋ねします。詳しくは予算委員会で質問したいと思えますけど、今度の予算の中にですね、いろんな整備の予算が上がってきとるわけですよ。どういふものをやるということについて、議会の我々のところには、こういうのをやりますよということの説明も何も、1回も受けておりません。ただ床を買いますということは聞いております。ただし、それについてどういうのをやりますよということについての説明は1回も受けておりません。で、受けてないのにですね、予算にぼんと何をつくるというような形で、予算が出ておりますから、これはここであまり言うことやなくて、予算委員会に出ておりますから言おうと思っておりますけど、しかしそれについてもですね、やはり行政はですね、やっぱり床を一億何ぼで買ってですね、そしてどういうふうな計画をすると、まあ健康づくりという、市長が病院もあるから年寄りを健康にさせるためにということの熱い思い入れがあってやられることだろうと思えますけどね、しかしそれについても、やっぱり議会に対してこういう形で進めたいと、大きな方針、柱だけぐらいいはね、やっぱりどこかのところで説明するなり、何かやらないと、この間みたいに謝れば済むという問題ではないわけなんですよね。だからそのところはよくね、自分たちで考えてもらってね、うちの総務委員会で報告するのか、どこで報告するのか、委員会は知りませんがね。あそこのところにスポーツジムの要素のものをつくるのかという話で、所管の委員さんにこんな説明ありましたかと聞いたら、知りませんと。どこにもおそらく説明してないと思うんです。説明も何もないのに、ぼんと予算であがってくる。先ほどの駅前広場と同じようにね、やはり事前にこういう形で取り進めたいとかいうことの、ジャブ的なものを話しながらね、ぼんとあげてくるんやったら、議会もある程度、こういうものをつくるんやなということがわかるけど。今回の予算資料見てごらん、都市計画、中活のところ、さも決まったような、工事費としてあがってきとる。誰がこげなもんつくるのかという形のもの、予算委員会で言いますけどね。とにかく、そういうふうな説明をやってもらわんとね、議会軽視も甚だしい、この中活のやり方は。もう少し考えて議会の対応してもらわんとね、また同じようなことになるよ、結局。そういうところでね、これから先、例えば西鉄の床を買いますよね、そしてあれも、話では、急患センターというのは休日やなくして平日もやるというような形で、当初はそういう形でやりたいというふうな形でやりよったけど、式典に行ったら休日と書いてあったからね、平日とは書いてなかったから休日やろうと思えます。平日

はしないだろうと思います。でも、1次医療、2次医療、3次医療いろいろある。その病院、病院のあれがあるわけよね。で、2次医療、3次医療のところ、ほんとに風邪ひいてきつい子どもを連れてきても、命にかかわる人を診らないかんから、それだけ遅れますよという形の中で、1次、2次、3次という医療制度がある、1つの例を言うのですよ。だから、あれを買うにしても、どういうふうなシステムで急患センターを運営するのか。それから今度また火災跡地のところにも今からつくると思いますけどね、そういうものについても、どういうふうにするんだということをね、こまめに議会に報告してもらってね、やってもらわんと、勝手にね、はっきり言うと人を集められないかんところね、公務員の、私も含めてやけどね、硬い頭でこげなものと考えたってね、人は集まらんと思うんよね。それはそれなりの、やっぱりこの間の足立さんみたいな話、橋の上に店をつくるとかね、人を集めるためには子どもを呼んできたから親が集まってくるから、子ども集めれとかですね、いろんな良いヒントを出してきた。今度また言うけど、あそこに足湯をつくるとかねとんよね。いま温泉地に行っても足湯やら入る人おらんよ。足湯はみんな湯を抜いてね、あそこに魚入れたりなんかしよる。一遍、温泉地に行っごらん、みんな。そんなところで何で足湯とかね、それも足湯工事となってる。あと詳しくは予算委員会ね。とにかくもう少しこまめに説明してもらおうということね、部長、ここで約束してください。

○企画調整部長

本当に大変申しわけなく思っております。元々がきちっと報告すると申し上げながら、こういう状況になっておりますので、今後はそういうことがないようにきちっと説明と言いますか、報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

今の兼本委員に関連しての質問ですけどね、この中活計画を進めておりますけども、同意見ですね、やはりなかなか計画が我々には伝わってこない。報告事項ですから、後回し後回しのイメージがあります。そこで総合政策の課長にお尋ねしたいんですけど、この中活、いま言ったように元々計画立ててきましたよね。議案に対する質疑の答弁の中に、先ほど兼本先輩も言われましたけど、炭都ビルの土地、あそこでね、あなたは市有地以外の土地について勝手に計画を立てるわけにいかないんで、まずは買って計画しますと答弁したんですよ。この中活、バスセンター、ダイマル、火災跡地、人の土地でしょう。元々都市計画道路なんかも人の土地でも何でもバーンと道路入れよるじゃない。何十年という都市計画道路できなくても、そこに引っかかった人はセットバックさせられて、構築物つくれませんよね。だから、あなたの答弁は違うんですよ。市の公有地じゃないところには計画立てられませんと言いましたけど、立てられないんですか。中活も立ててますけど。そこだけ教えてください。

○委員長

中活を絡めちゃうだけでしょ。それだけで終わります。

○企画調整部長

中活におきましては権利者の方と十分協議を一緒にやりながらですね、進めてきたと。当然、市が単独でやっている事業もございますけども、民間活力を活用してやりたいということから、そういう地権者の方とか関係者の方と一緒に協議を進めながらやってきておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○小幡委員

ということは中活みたいなところは、いま私が聞いたのは市有地じゃなくても計画は立てられるんですね。

○企画調整部長

関係者の方とですね、協議をしながら進めておりますので、市が勝手にということではございませんので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

次に、「黒岩・堤田2号線道路新設等に伴う土地交換の完了について」報告を求めます。

○総合政策課長

国道200号から鯉田工業団地方面への道路新設のため「黒岩・堤田2号線」工事に伴ひ取得する必要がある関係土地に加え、従前から飯塚市が使用してきた道路、水路、ため池、消防用地など三菱マテリアル株式会社所有の土地につきましては、平成21年7月から土地交換協議を進めてまいったところでございます。この度、飯塚市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に基づき、その交換に関する事務が終了しましたので、ご報告いたします。

おそれいたします。資料配付させていただいております。少し説明いたしますと、1ページと2ページについては、三菱マテリアル株式会社から飯塚市へ移った関係土地でございます。それから3ページが飯塚市から三菱マテリアル株式会社へ移行した土地でございます。A3の色刷りにしております4、5、6ページにつきましては位置図というようになっております。

飯塚市が三菱マテリアル株式会社から取得した土地は、飯塚市佐與字観音寺2114番地他82筆となっております、6万3289.61平方メートルでございます。交換額は3709万2916円となっております。また、三菱マテリアル株式会社から取得した土地は、飯塚市鯉田363番地2他10筆、3560.7平方メートルとなっております。交換額は2816万5303円でございます。差額につきましては、鉦害賠償登録が892万5560円、交換差金が2053円となっております、この差金を支払い等価といたしました。なお、土地交換契約につきましては平成25年12月3日に締結し、所有権移転登記は平成25年12月25日付で行っております。

以上簡単ですが、報告といたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○森山委員

確認だけ。これ市として得なのか、それともどっちなのか。そこだけはっきり聞かんと、金額的なものは出とるけどね、得なのか、金額的にはマイナスならマイナスでもいいと思う。こういうところが得なんですよね、こういうところがこうなんですよねと言わんと、これ見たって分からんぞ。そこもうちょっとこまめに説明してくれんね。

○総合政策課長

土地交換の経緯につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、元々道路新設の計画が発端でございました。その後ですね、その道路新設に伴う交換のみでございましたけど、現状ですね、飯塚市が道路とか水路、そして消防用池など、既にもう公共用地として利用されているものが三菱マテリアル株式会社土地の中にあるということでございまして、この際にそういった不都合を解消しようということになりましてですね、その関係土地について交換を進めたということでございます。面積と金額につきましては、先ほどから申し上げております、飯塚市のほうは一概に言えませんが、余計にもらったというようなところでございますが、その部分との差額については公害賠償登録という制度がございまして、それにのっとって整理がされて、最終的には等価交換という形になったわけでございます。その面積とか、いわゆる土地の価額について、一概には申し上げられませんが、こういう説明になりますけど、最終的には等価交換というふうな契約が成立したということでございます。

○森山委員

ざっと見させていただいてね、結局このブルーの線が引いてあるところは意外と中心的な問題が入ってね、価値観としてもものすごく利用価値があるとこばかりなんだよね。そして4ページの6、4、5、ブルーのところがありますよね、4ページ、真ん中ぐらい。ここは民間の家があるけど、こういうところはどうかね、これは。

○総合政策課長

今ご指摘の地点については、すべて三菱マテリアル株式会社の所有でございます。それで、家は現在ございません。家屋とかは一切ございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「政治倫理審査会委員の委嘱について」報告を求めます。

○人事課長

政治倫理条例第7条の規定に基づく政治倫理審査会委員の委嘱につきましてご報告いたします。資産報告書の審査等を行います政治倫理審査会委員の任期が平成26年1月31日をもって満了となりましたので、9名の方々に、平成26年2月1日付をもって、委嘱いたしております。

資料として配付させていただいております、A4の1枚紙の委員名簿をお願いいたします。まず、任期につきましては、条例の規定により2年でございます。委員9名の内訳といたしましては、弁護士、税理士、司法書士であります有識者委員3名、議会推薦委員といたしまして3名、応募いただきました市民8名の中から、本年1月30日に実施いたしました公開抽選により選出されました、女性2名、男性1名、計3名の公募委員となっております。氏名につきましては、資料に記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、ご報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「ファイナンシャルプランニング生活改善指導業務委託事業について」報告を求めます。

○納税課長

「ファイナンシャルプランニング生活改善指導業務について」ご報告いたします。

本事業は、市税等の滞納者を対象に、平成26年度より新たに取り組む業務でございます。まず、業務の内容でございますが、滞納者の中には納付の意思はあるものの、生命保険や住宅ローン、車のローンなど多くの債務を抱えているための収入不足や、借金問題などの金銭的な理由により納付が困難なため滞納している方が多くいます。そのため、ファイナンシャルプランナーに生活改善のための相談や指導を委託して滞納者の過払い金などの借金整理の支援や、家計を見直すなどの生活の改善を行い、生活水準をアップすることによって、税の納付に繋がっていくことを目的に実施する業務でございます。また、導入することによって相談には職員も同席しますので、職員の滞納整理にかかる法律的なスキルアップにも繋がるものと考えております。

生活改善指導をお願いするファイナンシャルプランナーでございますが、この方は相談者の収支、負債、家族構成、資産状況などの情報提供を受け、それをもとに住居、教育、老後などの将来のライフプランニングに即した資金計画やアドバイスを行う国家資格を持つ専門家のこ

とでございます。

次に、具体的な業務のイメージでございますが、配付しております別紙資料1をご参照ください。現在、納税課では滞納者に対しては、督促状の発送、その後数回の催告書の発送及び電話による催告や納付指導を行っています。しかし、それでも納付がない場合には、詳細な財産調査を行ったうえで差し押さえなどの法律に基づいて徴収を行っています。しかし、資料1にも記載しておりますが、2点ほどの問題点があります。1つ目が、大半の市の職員には金融やファイナンシャルプランニングに関する専門知識がないので、滞納者の生活改善指導までは行き届かず、納付催告一辺倒になっていること。2つ目として、強制徴収可能な債権であれば滞納処分を執行することが可能ですが、滞納者の生活状況は変わっていないため、本当に資力がなく生活に困窮している市民の継続的な納付には結びついていない。この2点が課題としてあげられます。

次に資料2をご参照ください。財産調査を行っても借金問題や家計に問題があるなど滞納処分までに行きつかないケースがあります。生活改善指導業務では、このように本当に資力がなく生活に困窮している人に、借金問題や生活改善の専門的な指導やアドバイスを行って、最終的には納付に繋げていくという業務でございます。まず、納税課では、滞納者の中より、納税相談等により「納税意欲はあるが収入が減少し経済的に困窮した滞納者」や「学費や住宅ローン等の多重債務で経済的に困窮している滞納者」を選び出し、委託者であるファイナンシャルプランナーとの面談を通して、個々の状況に応じた改善指導を行ってもらうように考えております。改善指導により、過払い金などの即現金化されるものは、滞納税に納付していただき、また、生活改善によって安定的な収支が得られるようになった場合は、分納額の増額など滞納税の改善に繋げてくように考えております。また、市税だけでなく、住宅使用料や給食費などの税以外の滞納者についても、要望があれば相談対象者とすることを考えております。

この事業による納税効果でございますが、この事業を導入している九州の17自治体での平成25年度4月から9月までの上半期での実績で申しますと、平均納付額が720万円、最高の自治体で3200万円、これは相談件数34件でございますが、最低は0円、相談件数4件となっております。

本業務の実施につきましては、本年4月より、月1回で年12回を予定しております。実施日につきましては、原則第3か第4木曜日の夜間窓口実施日の午前9時から午後8時までを考えております。相談時間は1人当たり60分から90分程度を見ており、1回の開催で5人から6人程度の相談者を見込んでおります。また、この指導業務とは別に、市職員の徴収事務に対するスキルアップのための研修も併せて実施していただくようにしております。事業費は60万円程度で、26年度の効果額としては300万円程度を見込んでおります。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。